

素案

「堺市のがん対策の推進について」

答 申

平成 年 月 日

堺市がん対策推進委員会

目 次

1	がんの現状と本市の状況	1
2	がん予防・早期発見・情報提供の推進について	
	(1) がん予防の推進	3
	(2) がんの早期発見の推進	4
	(3) がん情報の収集と提供	6
3	がん医療の充実と緩和ケアの推進について	
	(1) がん医療の推進	8
	(2) 緩和ケアの推進	9
4	がん患者等への支援の推進について	
	(1) がん患者及び家族への療養生活の質の向上	12
	(2) 精神的な苦痛又は社会生活上の不安その他がんに伴う負担軽減	12
5	その他	14
6	審議経過	15

1 がんの現状と本市の状況

がんは、日本で昭和56年より死因の第1位となり、その数は年々増加しており平成24年には年間約36万人が亡くなっている。また、生涯のうちに約2人に1人ががんにかかると推計されており、がんは国民の生命と健康にとって重大な問題となっている。

国はがん対策として、昭和59年に策定された「対がん10カ年総合戦略」、平成6年に策定された「がん克服新10か年戦略」、平成16年に策定された「第3次対がん10か年総合戦略」に基づき取り組んできた。

さらに、がん対策のより一層の推進を図るため、がん対策基本法（平成18年法律第98号）が平成19年4月に施行され、がん対策を総合的かつ計画的に推進するための「がん対策推進基本計画」が平成19年6月に策定された。

この計画に基づき「治療の初期段階からの緩和ケアの実施」や「がん登録の推進」などに取り組んできたが、高齢化の進展とともに、日本のがんの罹患者の数、死亡者の数は今後とも増加していくことが見込まれる事や、がん医療についての地域格差等によりそれぞれの状況に応じた適切ながん医療や支援を受けられないことが懸念されている。

このような状況や新たな課題についての対策を行うため、平成24年6月に平成24年度から平成28年度までの5年程度の期間を一つの目安として定める新たな「がん対策推進基本計画」が策定された。

この計画では、これまでの課題に対しての充実を図るとともに、新たに重点的に取り組むべき課題として「働く世代や小児へのがん対策の充実」が掲げられ「就労に関する問題への対応」や「働く世代の検診受診率の向上」等の取り組みを推進するとされている。

これらの取り組みによって、「がんによる死亡者の減少」、「すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上」、「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」の全体目標の達成をめざしている。

堺市のがんの現状は、平成24年で年間約2,500人の方が亡くなられており、死因別死亡割合では32.3%と約3人に1人が、がんで亡くなられている。

対策としては、昭和47年より胃及び肺がん検診を開始し、老人保健法（昭和57年法律第80号）による保健事業として昭和58年4月から子宮がん検診、昭和63年10月から乳がん検診、平成4年12月から大腸がん検診の順にがん検診を開始するとと

もに、がん予防に関する健康教育にも重点的に取り組んできた。

平成10年度からは、国の「がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、がんに関する正しい知識の普及や啓発、検診の実施に取り組み、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく堺市健康増進計画を平成14年1月に策定し、平成15年度からは、がんをはじめとする生活習慣病等の予防として健康施策を推進してきた。

さらに、平成24年10月からは、複数のがん検診をまとめて受診することができる総合がん検診を開始し、よりがん検診を受診しやすい環境を整えるとともに、がんの総合的な対策を推進するため、平成25年1月に「堺市がん対策推進条例」（平成24年9月27日条例第48号）が施行された。

条例では、がんが市民の疾病による死亡の最大の原因であり、今日その対策が市民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状や、近年の国等のがん対策の動向を踏まえ、市、保健医療関係者、事業者及び市民の責務等を明らかにし、市のがん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、がんの予防及び早期発見のみならず、科学的な知見に基づく適切ながん医療を全ての市民が受けられるようにするための総合的な施策を推進することを目的としている。

このような状況の中、堺市長より諮問のあった「堺市のがん対策の推進について」審議し、それぞれの課題に対して検討を行った。

2 がん予防・早期発見・情報提供の推進について

(1) がん予防の推進

ア 現状

喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣などが健康に及ぼす影響等がんに罹患しやすくなる要因を排除するための正しい知識の普及啓発が重要な取り組みとなっている。

特に、喫煙は、肺がんだけではなく、他の多くの部位のがん（口腔、咽頭、喉頭、食道、胃、膵臓などのがん）の発生リスクを確実に上げることや、他人のたばこの煙についても、肺がんのリスクを上げるのは確実にされている。また、喫煙以外では、運動不足、肥満、飲酒などが、がんのリスクを上げる要因であるとされている。

また、感染によってがんの発生に関与するとされているウイルス等の感染予防のため、子宮頸がん予防接種や肝炎ウイルス検査の体制整備が進められてきた。

このような科学的知見に基づくがん予防の効果が見込まれるものを、一次予防として正しく啓発することによって、生活習慣の見直しが実施され、がんの発生率の減少をめざすための取り組みが非常に重要となってきた。

イ 現状の取組

堺市では、従来から各保健センターなどにおいて、妊産婦、小中学校の保護者、企業にお勤めの方や高齢者に至るまで幅広くがんに関する予防啓発、「がんに関する教育」として小学校6年生及び中学校3年生に対して指導資料を作成し保健分野の授業に使用するなどの知識普及を行っている。

また、受動喫煙を防止するための施策としては、公園や路上喫煙禁止区域での喫煙を禁止するなどの措置や禁煙啓発、受動喫煙防止対策のポスター、チラシの作成及び配布を行っている。

ウ 課題

堺市健康づくりに関するアンケート調査結果では「喫煙が及ぼす健康影響」で、肺がんにかかりやすくなると答えた者の割合が79.5%となっているなど、喫煙が健康に与える影響の知識普及がまだ不十分であるとともに、家で受動喫煙を受ける機会がある小中学生が多いことから、家庭内の受動喫煙防止対策や禁煙への取り組みに関しても啓発が必要となっている。

また、食生活の改善や運動によってがんのリスクを下げるものとされているものについては、これまで「健康さかい21」と連動し普及啓発を行ってきたが、堺市健康づくりに関するアンケート調査等の結果では、食塩摂取量の増加、野菜の摂取量の不足、一日の平均歩数の減少など低下しているものがあり啓発が不十分な

部分がみられる。

エ 今後の方向性

がん予防知識の普及や検診の啓発については、市民、企業、保護者などそれぞれの対象に応じた適切な啓発を行う必要がある。

市、保健医療関係者、事業者は条例に規定するそれぞれの役割を理解しそれぞれのがん予防に関する啓発に努めるとともに、それぞれが協力し、市民の生活習慣の見直しの動機付けや検診の受診促進につながるような啓発に努める必要がある。

また、市は乳がん自己検診の普及啓発に努め、自己管理の重要性の認識を高めるような啓発活動に努める必要がある。

(2) がんの早期発見の推進

ア 現状

堺市が実施しているがん検診受診率の平成15年から平成24年までの推移では、大腸8.5%から12.7%（4.2ポイント増）、子宮13.5%から21.6%（8.1ポイント増）乳8.2%から15.7%（7.5ポイント増）といずれも増加しているが、胃4.0%から3.8%（0.2ポイント減）、肺3.4%から4.0%（0.6ポイント増）については、低い受診率の状況が続いている。

平成23年度地域保健・健康増進事業報告の大阪府下43市町村中のがん検診受診率の順位は、大腸（22位）、子宮（18位）、乳（21位）が中位であり、胃（37位）、肺（37位）と下位にある。

平成24年度の年齢階層別の受診者の割合では、子宮、乳はいずれも64歳以下の受診者の割合が80%を超えているが、肺、胃、大腸ともに65歳以上の受診者の割合が50%を超えて若い方の受診が少なくなっている。

また、がん検診の精度管理の指標のひとつである要精検率（検査結果が「要精密検査」となった者が精密検査を受診した割合）では、胃、肺、乳では70%を超えているが、大腸、子宮では30%程度にとどまっている。この大腸及び子宮の要精検率は大阪府下市町村の中でも最低レベルに位置している。

イ 現状の取組

がん検診の受診勧奨として、20、30、40、50、60、65歳の方へ誕生日に検診の案内を個別送付（年間約6万人対象）、がん検診受診促進のため企業等と

協定を締結し啓発イベントの開催やチラシ等の配布、ホームページへの掲載や年1回広報紙へのがん検診案内の折込(約35万世帯)、中小企業の事業主と従業員の方へは「働くひとの健康情報誌」を保健師の地区活動で配布(7千冊)、堺市国民健康保険加入者の特定健康診査受診券送付時に、がん検診の制度案内及び特定健康診査と同時に受診できる医療機関名簿を同封し送付(約16万人)し、がん検診の啓発に取り組んでいる。

また、堺市の検診実施体制の充実として、平成24年10月から複数のがん検診をまとめて受診できる「総合がん検診」を開始し、働き盛りの年齢層の方が受診しやすい環境整備を行っている。

がん検診の精度を向上させる施策としては、2人の医師によってフィルムを読影する胃、肺の読影センターを既存の乳がん読影センターに併せて整備を進めている。

ウ 課題

これまで胃、肺のがん検診の受診率が低い状態が続いていた要因の一つとして、検診の実施場所や日時を指定した集団検診の方式だけで実施されている状況であった。総合がん検診を導入し近隣の医療機関で胃、肺を含む複数のがん検診を受診することは可能となったが、この総合がん検診の周知や実施医療機関数については、現段階では不十分である。

また、子宮、乳がん検診については、女性医師でないと恥ずかしいとがん検診を受診されない場合も見受けられる。

がん検診の精度管理では、重要な指標の一つである「精検受診率」が低いという状況から、一部のがん検診そのものの精度評価が正確に行えない状態となり精密検査実施医療機関からの情報収集がうまく機能していない状態である。

がん検診の受診については、堺市健康づくりに関するアンケート調査結果からもわかるように約45%の方が「心配な時は受診する」と回答しており、がん検診の意義を理解されていない方が多く存在する。

エ 今後の方向性

がんの早期発見に大きな役割を果たすがん検診については、受診率を向上することによりがん死亡率の減少を図るため国において有効性が確認されているがん検診の推進及び検診精度の維持向上が重要となる。

このようなことから、現段階で市が実施する検診として推奨されている検診については引き続き実施するとともに、今後新たな知見により推奨されると予測されるものについては、他市の動向、検査手法や導入時の効果などの情報収集と分析に努める必要がある。

市民が受診しやすい環境を整えるのはもとより、様々なニーズにできる限り対応が可能な検診体制の充実や市民への情報提供が必要である。

また、がん検診の質の向上のため、医療機関の協力を得ながら要精検者の受診状

況の把握により一層努める必要がある。

がん検診の受診促進については、がん検診の重要性を引き続き啓発するとともに、罹患率が高い年齢層に絞った啓発を実施する事や検診受診の動機付けとなるような勧奨方法など、堺市のがん検診受診率向上（市が実施する検診、職域等で実施する検診などを含めて）により効果的な施策の検討が必要である。

（3）がん情報の収集と提供

ア 現状

がんの現状や正しい知識の普及啓発を行うための根拠となる適切な情報収集を行い、科学的に有効とされる対策などについては、よりわかりやすく提供を行うことで、より効果的な正しい知識の普及啓発やがん検診の動機付けとなる。

がんによる死亡、罹患の状況、がん診療の情報、患者等の支援のための制度の情報など、がんに関する様々な情報を集約することによって、市民への情報提供の充実や科学的知見に基づくがん対策の一層の充実を図ることが重要となっている。

イ 現状の取組

堺市は、広報紙やがん検診の受診勧奨の際に、一般的ながん死亡の状況などの情報提供に留まっており、その他の情報についても積極的な情報発信ができていない。

ウ 課題

がん対策に必要な情報を市民に提供するだけでなく、国や大阪府などが提供しているがん関連情報についても市民に対して提供又は必要とする市民が情報を入手できる手段が必要である。

エ 今後の方向性

国、府、医療機関よりがん対策に関連する情報を収集し市民等に分かりやすい形で提供出来るように情報の収集と分析を行う必要がある。

また、収集した情報を広報さかい等の媒体を利用し公表するとともに保健センターやがん診療拠点病院などの窓口において必要な情報の提供が可能となるように検討を進める必要がある。

情報提供のツールとして、市と保健医療関係者などが連携しホームページ等を活

用した情報提供や市民が知りたい情報を的確に探すことができる相談マップ等の作成が必要である。

3 がん医療の充実と緩和ケアの推進について

(1) がん医療の推進

ア 現状

がんに対する主な治療法には、手術療法、放射線療法、化学療法があり、これらを組み合わせて治療するのが一般的となっている。この集学的治療がそれぞれを専門的に行う医師の連携の下実施されていくことが求められているが、放射線療法、化学療法、手術療法それぞれを専門的に行う医療従事者の不足から、がん医療に関する基礎的な知識や技能を有した医療従事者を養成していく必要がある。

国の「がん対策推進基本計画」では、その対策として、がん医療を専門的に行う医療従事者を養成するとともに、チーム医療を推進し、放射線療法、化学療法、手術療法やこれらを組み合わせた集学的治療の質の向上を図ることとされている。

大阪府では、全がん患者の5年生存率が他都道府県と比較し低い傾向であるため、がん医療の均てん化が重要な問題となっており、がん医療の均てん化のため、3つの分類に分かれたがん診療拠点病院の連携・協力体制を構築することとしている。

このがん医療の均てん化の推進体制としては、大阪府立成人病センターががん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の構築に関し中心的な役割を担う病院として国から指定されており、堺市では地域におけるがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の構築に関し中心的な役割を担う病院として大阪労災病院が指定されている。

堺市では、この大阪労災病院が中心となり、地域における専門的ながん診療機能の充実を図るため、集学的治療の提供体制又は特定部位・分野における診療実績等、一定の要件を満たす医療機関として市立堺病院、近畿中央胸部疾患センター、ベルランド総合病院が大阪府からの指定を受けている。

堺市ではこの計4病院が、大阪労災病院が中心となり地域連携ネットワークを構築しがん医療の推進に取り組んでいる。

イ 現状の取組

がん診療拠点病院等と地域医療機関との連携不足による適切な医療の提供が出来ていない。

ウ 課題

大阪府における部位別のがんの5年相対生存率は、他都道府県と比べて低い傾向にある。

現状では、がん診療拠点病院等の診療実績などわかりやすい情報提供が不十分となっている。

また、がん診療拠点病院等と地域医療機関との連携不足によって、初期治療を終

えた後の継続的な治療や緩和ケア、在宅医療を受けられる医療機関を見つけることが容易でないなどの問題点がある。

エ 今後の方向性

市民が均しく標準的ながん医療を受けられる体制をめざして、医療機関の役割分担と連携を一層充実する必要がある。

大阪府、堺市、がん診療拠点病院等で組織する「堺市医療圏がん診療ネットワーク協議会」を通じて関係機関と連携を深め課題の解決に向けた検討を実施し、地域の実状を十分踏まえた医療資源をより効果的に活用する必要がある。

また、がん患者及びその家族の意向を尊重した質の高い治療が適切に行われるよう、がん診療拠点病院を中心とした地域医療の連携体制の強化を図り、標準的ながん医療を受療できる体制の充実を図る必要がある

(2) 緩和ケアの推進

ア 現状

がん患者・家族には、痛み、倦怠感、吐き気、食欲不振、呼吸困難などの「身体的な苦痛」のみならず、不安や抑うつといった「精神的な苦痛」、仕事や経済的な問題や治療・療養の場所の問題などの「社会的な苦痛」、自分の存在意味や価値への問いといった「スピリチュアルな苦痛」等、様々なつらさが存在する。

がん医療の提供にあたっては、がん患者が住み慣れた家庭や地域での療養や生活を選択できるよう、在宅緩和ケアを含めた在宅医療・介護を提供していくための体制の充実を図り、がん患者の治療・療養の時期や場所を問わず、身体的苦痛のみではなく、患者・家族の心理状態や家庭環境、人間関係、人生観や価値観なども対象とした「全人的なケア」の提供が必要となってきた。

がん患者とその家族が可能な限り質の高い生活を送れるよう、緩和ケアが、がんと診断された時から提供されるとともに、診断、治療、在宅医療など様々な場面で切れ目なく実施される必要がある。

なお、堺市では、国及び府指定のがん診療拠点病院の4病院全てで外来緩和ケアを提供する体制が整備されている状況である。

イ 現状の取組

大阪府では、緩和ケアを推進する上では、患者及び家族の利便性をふまえた提供

体制の確保が必要であり、がん診療拠点病院だけで緩和ケアが完結するものではないため、地域医療機関、薬局等との情報共有を図り、緩和ケアに係る地域連携の推進に向けた課題を検討するための仕組みづくりに取り組む方向性が示されている。

このような連携を促進するため、大阪府がん対策推進委員会緩和ケア推進部会において、診断時からの緩和ケアの提供方法やがん疼痛緩和地域連携クリティカルパス（緩和ケアパス）の運用、専門的緩和ケアの提供体制の整備（緩和ケアチーム・緩和ケア外来）などについて検討が行われる予定である。

また、全人的ケア及び包括的がん医療に関する知識を府内医療機関において充分浸透させるための人材育成としては、がん診療連携協議会が中心となって、各職種別のニーズを把握・検証し、医療従事者に対する効果的な研修等の実施も予定されている。

現段階において堺市が取り組むべき課題の抽出や情報収集には至っていないため、今後緩和ケアに関して活動を行っている会議などに出席し情報収集に努め、大阪府やがん診療拠点病院等と連携し切れ目のない医療体制の整備に努めている。

ウ 課題

がん患者・家族には、痛み、倦怠感、吐き気、食欲不振、呼吸困難などの「身体的な苦痛」のみならず、不安や抑うつといった「精神的な苦痛」、仕事や経済的な問題や治療・療養の場所の問題などの「社会的な苦痛」、「なぜ私のがんに罹ったのか」、「私の人生はなんだったのだろうか」など自分の存在意味や価値への問いといった「スピリチュアルな苦痛」等、様々なつらさが存在する。

医療従事者やがん患者・家族、市民が持つ「緩和ケア＝終末期」といった誤解や、医療用麻薬に対する誤ったイメージが解消されるような普及啓発が必要となっている。

また、がん医療の提供にあたっては、がん患者の治療・療養の時期や場所を問わず、身体的苦痛のみではなく、患者・家族の心理状態や家庭環境、人間関係、人生観や価値観なども対象とした「全人的なケア」の提供が必要である。

がん患者・家族のもつ様々なつらさに対する全人的なケアを実施し、生活の質の向上を実現するためには、がん医療に携わるすべての医療従事者のみならず、がん患者を含めた市民が、「緩和ケア」に関する正しい認識、知識を持つ必要がある。

エ 今後の方向性

「緩和ケア」とは、いわゆる「終末期ケア」や「ターミナルケア」だけでなく、診断時やがんと告知された時の心理的な落ち込みや、抗がん治療中の副作用症状の緩和など、いかなる闘病時期においても、さらに、病院、自宅など療養の場所を問わず、患者・家族のつらさを全人的に緩和することであり、大阪府では、がん患者・家族が持つこのようなつらさを緩和するため、緩和ケアに関する正しい認識や知識の普及や、診断時からの緩和ケアの促進、がん診療拠点病院における緩和ケアチー

ム医療の推進、医療従事者の習熟度に応じたきめ細かな研修等に取り組む予定をしている。

また、在宅医療体制の充実を図るため、「退院直後から療養生活の質の向上」に着眼し、地域の実情に応じた関係機関（医療機関、薬局、訪問看護ステーション等）との連携方策（地域連携クリティカルパス等の活用）の検討、地域医療を担う人材の育成などの取り組みを予定している。

このような取り組みによって、がん患者・家族が住み慣れた家庭・地域での療養生活の実現に結びつけることができる環境整備をめざしている。

堺市においては、現段階において取り組むべき課題の抽出や情報収集には至っていないため、今後も引き続き大阪府、がん診療拠点病院等で組織する「堺市医療圏がん診療ネットワーク協議会」等に参加し関係機関と連携を深め、課題の解決に向けた情報収集に努める必要がある。

また、がん診療拠点病院等で作成している「在宅緩和ケアマップ」が活用できるような支援策について検討する必要があるとともに在宅医療における口腔ケアの必要性についても歯科医師等との連携により取り組みを進める必要がある。

4 がん患者等への支援の推進について

(1) がん患者及び家族への療養生活の質の向上

ア 現状

がんは今や2人に1人が罹患するといわれており、今後もがん患者が増加していくことによって、多くの方ががんの療養上の問題を抱えることとなる。

がんを罹患し長期にわたって継続して治療を受けると、経済的な問題、就労に関する問題、子育てや介護にかかる問題などが、がん患者及び家族にとって大きな負担となる。

イ 現状の取組

堺市内の4つのがん診療拠点病院等では、相談窓口を設けて治療に関する相談、大きなストレスによる不安や精神的苦痛への傾聴、医療費に関する相談など様々な相談内容に対応をしている。

ウ 課題

堺市としては、現段階ではがん診療拠点病院等との連携不足から、がん患者等の支援に有効的な情報の提供が行えていない。

エ 今後の方向性

がん診療拠点病院等との連携を深め、がん患者及びその家族の経済的支援や就労支援にかかる情報の共有と市民への適切な情報提供が必要である。

また、堺市で設置している医療相談窓口や保健センターによる相談の受付を今後検討し、適切な相談窓口を案内する機能強化を行う必要がある。

特に働く意欲・希望がありながら、雇用・就労を実現できない就職困難者等の支援に努め、就労や労働に係る相談窓口の案内等を今後、がん診療拠点病院等と連携し市民への情報提供を行っていく必要がある。

(2) 精神的な苦痛又は社会生活上の不安その他がんに伴う負担軽減

ア 現状

イ 現状の取組

ウ 課題

エ 今後の方向性

5 その他

がん対策推進にあたっては、具体的な数値目標を示し市が取り組んでいる事業評価を明瞭にし目標達成に努めること。

6 審議経過

	日時・場所	案件
平成25年度 第1回	平成25年7月9日(火) 午後2時～4時 堺市役所 本館6階会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1 会長、副会長の選出 2 がんの現状について 3 国及び府のがん対策の動向について 4 堺市がん対策推進条例について 5 がん対策の現状と課題及び今後の方向性について 6 その他
平成25年度 第2回	平成25年10月3日(木) 午後2時～4時 堺市役所 本館6階会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1 諮問 2 諮問についての審議方針について 3 第1回会議における質問事項について 4 諮問事項の審議について 5 その他
平成25年度 第3回	平成25年11月13日(水) 午後2時～4時 堺市役所 本館6階会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1 諮問事項1「がん予防・早期発見・情報提供の推進について」の答申案について 2 諮問事項2「がん医療の充実と緩和ケアの推進について」及び諮問事項3「がん患者等への支援の推進について」の審議について 3 その他
平成26年度 第1回	平成26年7月9日(水) 午後2時～4時 堺市役所 本館6階会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1 がん患者等への支援の推進について【審議】 2 答申素案の説明及び審議
平成26年度 第2回(予定)	平成26年10月8日(水) 午後2時～4時 堺市役所 本館6階会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1 答申案についての最終審議